

○ 用語解説

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

2 テトラクロロエチレンの分解生成物

1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

○ 鉛及びその化合物の健康影響について

毒性

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

鉛は、人体への蓄積性があることから、消化管からの吸収率が高く、最も感受性が高い乳児の代謝研究結果から、TDI（耐容一日摂取量）は体重 1 kg 当たり 0. 0035 mg と算出され、これに基づいて水道水質基準や水質環境基準が設定されています。

鉛は、人の臓器や組織に通常でも存在する物質です。日本人の血液中の鉛濃度や体内への取り込み量は世界的にみて低いレベルにあることを考慮して、以前の水道水質基準は 0. 05 mg/L と設定されていましたが、2004 年の改正において、鉛の蓄積性を考慮して 0. 01 mg/L に変更されました。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）は、特定の無機鉛化合物については実験動物において発がん性を示す十分な証拠が入手できるとして、鉛の無機化合物をグループ 2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類し、金属鉛及び有機鉛については発がん性の報告が不十分で評価できないとして、鉛をグループ 2B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類しています。

体内への吸収と排出

人が鉛を体内に取り込む可能性があるのは、飲み水や食物によると考えられます。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90% 以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排せつされますが、体内の濃度が半分になるには約 5 年かかり、長く体内に残ります。

（出典：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）